

射撃教習を受けるための教習資格認定証の有効期間を定める規則をここに公布します。

昭和五十五年十一月十一日

三重県公安委員会委員長 金丸吉生

三重県公安委員会規則第四号

射撃教習を受けるための教習資格認定証の有効期間を定める規則

改正 平五公委告示第六号

銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）第二十六条第二項の規定に基づき教習資格認定証の有効期間は、三月とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、昭和五十五年十一月二十一日から施行する。

（規則の廃止）

- 2 技能検定又は射撃教習の用途に供する猟銃の許可の期間を定める規則（昭和五十三年三重県公安委員会規則第五号）は、廃止する。

附 則 （平成五年七月二十七日 三重県公安委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。